

令和6年第4回取手市教育委員会定例会議事録

1. 招集年月日 令和6年4月23日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長	石塚 康英
教育委員（教育長職務代理者）	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
教育委員	戸部 明彦
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育部長	井橋 貞夫
教育参事	鈴木 邦弘
教育次長兼教育総務課長	斉藤 理昭
教育次長兼学務課長	直井 徹
保健給食課長	大野 篤彦
指導課長	丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当）	笠井 博貴
生涯学習課長	塚本 豊康
子ども青少年課長	長塚 逸人
スポーツ振興課長	大隅 正勝
図書館課長	樋口 康代
文化芸術課長	飯山貴与子
6. 書 記

教育総務課 課長補佐	蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 係長	中村 翔
7. 議 題

議案第23号	取手市就学援助規則の一部を改正する規則について
議案第24号	取手市ブックスタート事業実施要綱の一部を改正する要綱について
議案第25号	取手市放課後子どもクラブ運営業務に係る指名型プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
報告第7号	取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
報告第8号	取手市立公民館長の任命について
報告第9号	取手市学校運営協議会委員の任命について
報告第10号	取手市文化財保護審議会幹事の任命について
報告第11号	取手市立図書館協議会委員の委嘱について

報告 1 0	取手市子どもと親の相談員の委嘱について
報告 1 1	取手市立学校評議員の委嘱について
報告 1 2	取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について
報告 1 3	寄附の受け入れについて
報告 1 4	寄附の受け入れについて
報告 1 5	いじめ防止策の取組状況に関する報告について
報告 1 6	不登校児童生徒への支援について

8. その他

- (1) 戸頭小学校における学校事務職員の不適切な会計処理について
- (2) 5月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前 9 時 30 分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和6年第4回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることといたします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

4月1日付けで、教育長の私と、戸部教育委員が新たに任命されましたので、まず冒頭、自己紹介を兼ねて挨拶をさせていただきます。

改めまして、こんにちは。4月1日付けで教育長に就任をいたしました、石塚康英でございます。昨年度末までは取手西小学校の校長で勤務しておりました。教員生活38年ありまして、そのうち13年ほどは教育行政のほうに携わせていただきましたけれども、自分は担任の教師としても、あるいは学校長として指導する中でも、教職員にとって最も大事な資質というのは、やはり子どもの心を理解する力だと、そのように確信をして教職を送ってまいりました。この子どもを理解するということができなければ、学力の向上もなければ、生徒指導もできないものだと、そのように感じています。

私たちが決して忘れてはならないことというのは、平成27年11月に、市内の中学生が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇自らの命を絶たれた件であります。市教委として、かけがえのない命を守れなかったこと、御遺族の皆様に御心労、御苦労をおかけしてしまったことを本当に深くおわび申し上げますとともに、故人の御冥福をお祈りするところです。

どうしたら、もっともっと子どもの気持ちを聴き取ることができるのか。どうしたら、もっともっと子どもに寄り添うことができるのか。そういったところを大事にしながら、教育施策を進めていきたいと思っています。これまでのこうした取組、いろいろありましたけれども、さらに今年度からは、新たな取組も加えまして、教育相談等の充実に努めてまいりたいと、そのように思っているところです。また、本年度か

ら、全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなります。地域の方とともに、子どもたちを育てていく、地域の宝である子どもたちを見守っていくという体制をとることによって、子どもたちの笑顔、そして保護者の笑顔、そしてその保護者たちの笑顔が地域の笑顔につながるものと考えておりまして、このコミュニティ・スクールの事業を軌道に乗せていきたいという思いを強く持っているところです。

また、取手市にしかできない教育というものもあるんだと思うんです。幾つかありますけれども、その一つがアートの活用だと思っています。STEAM教育という言葉もありますけれども、私としては、アートを活用しながら児童生徒の思考力、表現力を育成するという、そういった視点からの取組も推進していきたいなど、そのように思っています。

引き続き、大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○教育長（石塚康英）

それでは、戸部委員よろしくお願いいたします。

○教育委員（戸部明彦）

改めまして、皆さん、おはようございます。4月1日より教育委員に就任いたしました、戸部明彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単に私の経歴を自分で御紹介させていただきますと、私の定年がちょうど60歳定年の年ですので、学校教員生活、38年、勤務してまいりました。そのうち、行政のほうに6年間、取手市の指導課のほうでお世話になりました。定年退職後は再任用という制度がありますので、そちらで県の教育研修センターのほうからちょっとお話がありましたので、これまた教育行政のほうなんです、県内の学校と、あるいは研修センターにおける講座のサポートなどで5年間過ごしてまいりました。そして現在、また教育委員という立場で学校教育、社会教育にも携わることができるということで、非常にうれしく思っております。

学校教育で言えば、子どもたち一人一人が本当に楽しく、毎日楽しく学校へ通えるような、そして一人一人の児童生徒が幸せを実感できるような、そんな学校でありたいと思っております。そういう立場から、教育委員として全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

〔拍手〕

○教育長（石塚康英）

それでは4月1日付けで、新たに事務局に着任した幹部職員から、自己紹介を兼ねて挨拶をお願いします。鈴木参事をお願いします。

○教育参事（鈴木邦弘）

失礼します。おはようございます。今年度より、教育参事のほうを仰せつかりました鈴木邦弘と申します。昨年度までは、取手市立宮和田小学校で校長を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○教育長（石塚康英）

斉藤次長よろしくお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

皆様、改めましておはようございます。教育次長を拝命しました、斉藤と申します。私は3月まで総務部のほうにおりまして、23年間、総務部のほうにお世話になりました。

た。その中でも、教育委員会と結構関わる部分が多かったんですね。例えば、子どもたちの通学路の安全点検とか、そういったところにも携わせていただきました。また、防災無線で2時半の子どもたちの見守り放送、そういうところの所管課でもありました。

また、選挙管理委員会のほうにもいたことがありまして、そこでは選挙の公正執行というのはもちろんなんですけども、投票率を向上するために何ができるかっていいますと、やはり若い子どもたちの主権者教育を行うことによって、投票率が上がって、選挙に興味を持っていただく。それが、18歳になったときに投票につながるということで、学校のほうへ我々出向いて、選挙の出前授業をやったことも何回もございます。そういった意味では、総務部と教育委員会、全く部署は違いますが、かかわり部分が結構多かったのかなというふうに思っています。戸惑うことがたくさんありますけども、1日も早く教育委員会というところで、いろいろな知識を吸収して頑張っていきたいと思っておりますので、御指導よろしくお願いたします。

〔拍手〕

○教育長（石塚康英）

大隅課長お願いします。

○スポーツ振興課長（大隅正勝）

4月1日からスポーツ振興課長に就任しました大隅と申します。よろしくお願いたします。私は、その前は環境対策課に8年おりました、地球温暖化対策等の事業に取り組んでおりました。これから委員の皆様のお指導、御助言をいただきながら、取手市のスポーツ振興、1市民1スポーツを目指しながら努力していきたく思いますので、よろしくお願いたします。

〔拍手〕

○教育長（石塚康英）

それでは、初めに教育長報告をさせていただきます。資料、教育長報告を御覧ください。よろしいでしょうか。

3項目ございます。まず1項目めです。教育長職務代理者の指名についてでございます。令和6年3月31日付けで、小谷野守男教育委員が辞職されたことによりまして、職務代理者が不在となったため、法の規定により、新たな職務代理者として櫻井由子教育委員を4月1日付けで指名をいたしました。よろしくお願いたします。

2項目め、取手市立小中学校での入学式が挙行されました。4月9日、小中学校において入学式が挙行されました。小学校14校で588人、中学校6校で637人の児童生徒が入学いたしました。当日はあいにくの天気となってしまったんですけれども、学校からの報告を聞きますと、子どもたち、これから始まる学校生活に胸を躍らせていると、そういった報告を受けておるところです。

3項目めです。取手駅西口駅前アート時計塔設置についてです。駅の西口ペデストリアンデッキ上に、制作費をキヤノン様に、それからデザイン・制作を東京藝大様に請け負っていただきまして、アートの施されました電波時計塔を旧時計塔に換えて3月22日に設置いたしました。駅前のシンボルアートとなる時計塔の完成を記念しまして、3月31日には、この記念式典を執り行ったところです。また、3月27日から4月2日までは、市民ギャラリーにおきまして時計塔に関連した展示を行いました。時計塔のイメージは写真左下でございますけれども、市内に由来する自然のモチーフ、鳥であるとか植物であるとかということなんですけれども、この原画を市立小中学校

の子どもたちに、あるいは体験美術場 VIVA におきましても募集しまして、いろいろなデザインが 610 点集まったんですけども、この 610 点の図案を参考にしまして 82 点のモチーフ、部品になるんですけども、これを制作して、これを樹木で言えば枝に当たるところに設置したと、そういったものでございます。これらはアルミニウム製になっています。裏面のほうに行きますと、完成記念式典の様子が書かれています。3 月 31 日、ペDESTリアンデッキ上で行いました。キヤノン様からは、澤事業所長様、塩塚人事部長様。それから東京藝大からは日比野学長様、三枝美術部准教授様。そして、取手市の中村市長が出席をしたところ。現在、市民ギャラリーにおいて再展示ということで、写真のパネルでありますとか、鋳造鋳物の原型の展示が行われておりますので、よろしかったら御覧いただきたいと思っております。

私からの教育長報告は以上でございます。

それでは、これより本日の議事に入ります。

議案第 23 号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則について、これを議題といたします。

本件についての説明を求めます。直井教育次長兼学務課長、お願いします。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

議案第 23 号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。提案理由ですが、国の要保護児童生徒援助費補助金の補助単価が改められたため、本規則の一部を改正するものです。

改正点について御説明申し上げます。御手元の議案書 1 枚めくっていただきまして、1 ページ、2 ページを御覧ください。1 ページが改正前、2 ページが改正後となっております。国の支給費目中、小学校の新入学児童生徒学用品費等の補助単価が 5 万 4,060 円から 5 万 7,060 円へ、3,000 円引上げがされましたので、国の補助単価に準じて支給を行っております当市の小学校の入学準備金及び新入学用品費の支給単価について、同様の改正を行うものでございます。

なお、令和 5 年度中に入学準備金として支給を受けた方に対しましては、差額の 3,000 円を、こちら議決後に支給していきます。議案第 23 号についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

以上で本件に関する説明が終わりました。

質疑、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結します。

これより議案第 23 号を採決いたします。

お諮りします。議案第 23 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして議案第 24 号、取手市ブックスタート事業実施要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。樋口図書館課長、お願いいたします。

○図書館課長（樋口康代）

御説明申し上げます。こちら、取手市ブックスタート事業実施要綱の一部を改正する要綱についてでございます。提案理由といたしましては、例規中で引用している他の例規名が改正されたことにより、本要綱の一部を改正するものです。具体的には、次のページを御覧ください。改正後、改正前の表を御覧ください。表中にあります対象者として、第3条に掲げる下線の部分です。改正前の第3条(1)の冒頭「取手市妊婦・産婦一般健康診査及び乳児一般健康診査実施要綱」の部分が、改正後には「取手市妊産婦健康診査及び乳児健康診査実施要綱」となります。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

本件に関する質疑、御意見はございますでしょうか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。本件についての質問とはちょっと離れるんですけど、ブックスタートという事業は、とてもいい事業だと思ってまして、うちでも孫たちが4か月のときに、にこにこして、主ににこにこしたのお母さんなんですけど、お母さんがにこにこしてもらってきたんですけど、この本の選定は、この要綱には教育委員会ということですが、具体的にどのような形で選ばれているのかお話しただけだと思います。

○教育長（石塚康英）

答弁を求めます、図書館課長。

○図書館課長（樋口康代）

ありがとうございます。こちらの本の選定なのですが、ほぼほぼ引き続きのものを使ってはいるんですけども、読み継がれてきたものというか、随分愛されてきた「いないいないばあ」であるとか、そういったものを選んでおります。そちらブックスタート事業のNPOがありまして、そちらから購入しているという経過がございます。それからいいものを選定して、4冊、5冊というようなものをそろえて、現場のほうでお母さんに選んでいただいているという状況です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

ほかに質疑、御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、これにて質疑、御意見を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りします。議案第24号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、続きまして議案第25号、取手市放課後子どもクラブ運営業務に係る指名型プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。長塚子ども青少年課長お願いします。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

それでは、議案第 25 号、取手市放課後子どもクラブ運営業務に係る指名型プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、御説明いたします。提案理由といたしましては、令和 6 年度より、子どもに関する取組の庁内横断的な司令塔機能を有するこども政策室が設置されたことから、委員にこども政策室長を追加するものでございます。次のページのほうを御覧いただきますと、改正前・改正後ということで、第 3 条の委員の欄で 7 人目として、こども政策室長を追加するものであります。以上です。

○教育長（石塚康英）

本件についての質疑、御意見はございますでしょうか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結いたします。
これより、議案第 25 号を採決します。

お諮りいたします。議案第 25 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 7 号、取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。笠井教育総合支援センター長、お願いします。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

よろしく申し上げます。報告第 7 号、取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、報告いたします。教育委員会は、法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項、条例第 19 条に定める教育委員会のいじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関として、取手市いじめ問題専門委員会を設置し、委員会を開催するとされています。委員の任期は 2 年となっております。令和 6 年 4 月 1 日から 2 年間、5 名の委員が委嘱されました。坂田 仰氏、有馬 慧氏、杉江 征氏は継続となり、新たに茨城県公認心理師協会推薦より守屋英子氏と、東京弁護士会より推薦の中澤さゆり氏が加わりました。昨年度までの委員は、全て男性だったということで、そういった委員の中に女性を入れるための人選を進めてきました。今回の委嘱では、男性の委員が 3 名、女性委員 2 名の組織となりました。さらに、ただいま対応している調査の審議が完了するまでの期間、昨年度まで委員を務めていた正保春彦氏を臨時委員として委嘱し、個別の審議に係る調査審議を委員と同等に行い、専門委員会及び専門部会の議事に参画いたします。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

1 点確認です。今、センター長さん、有馬さんのお名前を「けいし」とおっしゃってましたが「けい」でよろしいですか。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

はい、「ありま けい」です。

○教育長（石塚康英）

「けい」さんですね。分かりました。
それでは質疑、御意見はございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結します。
これより報告第7号を採決します。
お諮りします。報告第7号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第7号は報告のとおり承認することと決定いたしました。

続きまして、報告第8号、取手市立公民館長の任命について、報告第9号、取手市学校運営協議会委員の任命について、報告第10号、取手市文化財保護審議会幹事の任命について、以上3件は全て任命の議案のため、一括して議題といたします。

本件について説明を求めます。塚本生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

生涯学習課、塚本です。こちらのほうでは、報告第8号、取手市立公民館長の任命について、御説明申し上げます。

取手市立公民館長を別紙のとおり任命いたします。提案理由は、社会教育法第28条に基づき、取手市立公民館長を教育委員会が任命するものです。1ページおめくりください。1ページには、3月の定例会で藤代地区館の館長4名につきましては御報告いたしましたので、今回はその他の館の館長について御説明申し上げます。こちらの館長は職員及び再任用職員が担当となっております。中央公民館に塚本、私です。小文間公民館に大貫館長。永山公民館に加藤館長。相馬南公民館に大野館長。山王公民館に斉藤館長をそれぞれ館長として再任いたします。藤代公民館に大久保館長。寺原公民館に山崎館長。井野公民館に川村館長。戸頭公民館に豊島館長。白山公民館に金子館長を館長として新任いたします。なお、館長の任命の根拠につきましては、2ページにあります参考資料のとおりとなっております。こちらは以上になります。

続きまして、報告第9号、取手市学校運営協議会委員の任命について、御報告いたします。取手市学校運営委員会規則第4条に基づき、取手市学校運営協議会委員を新たに令和6年4月1日付けで任命いたしましたので、御報告いたします。今年度は、コミュニティ・スクールを市内小中学校全校の20校に拡大したことに伴い、委員が大幅増員となっております。なお、戸頭小学校と戸頭中学校は、一つの学校運営協議会として設置となっております。1ページ以降に、対象となる名簿を添付してございます。委員の任期ですが、令和6年4月1日から年度末の令和7年3月31日までとなっております。新規の委嘱が174名、昨年からの継続が79名、合計で253名となっております。少し先のページになりますが、22ページのほうに協議会委員の根拠等を記載させていただいております。協議会の委員は、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者で組織されることとなっておりますことから、学校長からの推薦をいただき任命いたしました。報酬につきましては、年額で1万2,000円となっております。こちらは以上になります。

ます。

続きまして3点目、報告第10号、取手市文化財保護審議会幹事の任命についてでございます。取手市文化財保護審議会条例第9条第1項により、審議会に幹事を置くこととされてございます。報告第10号の1ページにあります職員2名については、前年度より引き続きの任命になりますが、1名が再任用職員の任期を終了したため、令和6年度から、職種が会計年度任用職員（文化財調査指導員）に変わったため、改めて任命いたしましたことを御報告申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（石塚康英）

御説明ありがとうございます。以上3件につきまして、質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

それでは猪瀬委員、お願いします。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。報告第9号の取手市学校運営協議会委員の任命について、15ページなんですけれども、1番の近さんは、前回聞いたときに市役所職員ということで報酬がなしというふうに御説明をいただいた記憶があるんですけれども、今回は報酬がありというふうになっておりまして、こちらちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○教育長（石塚康英）

では、答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

こちらにつきましては、誤謬になります。こちら、訂正させていただきます。「なし」という形に変更させていただきます。申し訳ございません。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

櫻井委員お願いします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。学校運営協議会の委員についてですけれども、今年度から市内全部の小中学校で、戸頭小・中学校は一つということで、コミュニティ・スクールが本格的に動き出すということで、大変多くの方々が学校運営のほうに携わってくださるんだなというのが、この名簿を見てよく分かります。また、学校によって、どのような方かというようなのが備考の欄に書かれておりますが、いろいろな立場の方が、特に立場を事務局のほうで定めることなく、教育委員会が適任と認める者ということで、立場を特に定めることなく募集したことで、本当にいろいろな立場の方が、この委員に入ってくださいなというような感想を持っております。中には、委員の数がほかと比べてちょっと少ないのではないか、あるいは随分いっぱいいるなというような人数的なばらつきがあるんですけれども、こちらにつきましては、今後必要があった場合、随時追加されるということで間違いはないでしょうか。

○教育長（石塚康英）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

こちらのほう、学校長の求め等ございましたら、随時追加をしてまいりたいと思っております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

すみません。資料に一部誤りがございまして、修正させていただきます。7ページ、8ページになりますが、学校運営協議会の委員の上のところの任期は合っているんですけども、各委員に入っている任期のほうが、令和6年6月1日からということで2か月ほどずれが出てございます。こちら修正させていただきます。失礼いたしました。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

自分として冒頭お話しさせていただいたとおり、年齢の異なる皆さん、立場の異なる皆さんが同じテーブルに着いて、子どものことについて話し合うという場、これは今後の教育にとって非常に可能性を感じる事だと考えておりますので、今、櫻井委員からもありましたけれども、人数等について、今後、指導助言をしていってもらえたらありがたいなど、そのように感じています。

それでは、質疑、御意見がないと認めまして、順次採決をしたいと思います。

では、まず報告第8号について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第8号は報告のとおり承認することと決定いたしました。

続いて、報告第9号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

異議なしと認め、報告第9号は報告のとおり承認することと決しました。

続いて、報告第10号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認め、報告第10号は報告のとおり承認することと決定いたしました。

続きまして、報告第11号、取手市立図書館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。樋口図書館課長、お願いします。

○図書館課長（樋口康代）

御説明申し上げます。報告第11号、取手市立図書館協議会委員の委嘱について、御説明申し上げます。取手市立図書館協議会委員が令和6年3月31日をもって任期満了となったことから、取手市立図書館協議会設置条例第3条に基づき、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間の任期で、新たに取手市立図書館協議会委員を委嘱しましたので御報告いたします。なお、今回の委員の委嘱では、新任委員が1名、再任委員が5名の計6名を委嘱しております。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。質疑、御意見はございますでしょうか。
櫻井委員、お願いします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今回の委員委嘱で、全部で6名の委員さんが決まったということで、設置条例のほうを拝見しますと、委員12人以内をもって組織するというので、この設置条例のほうから見ると半数ということで、本当はもう少し多い人数がいたほうがよろしいのかなというような印象も受けます。その辺について、追加で御説明いただければと思います。

○教育長（石塚康英）

図書館課長、お願いします。

○図書館課長（樋口康代）

ありがとうございます。設置条例のほうで定員が12名となっているところ、現在6名ということで、やはり少々少ないかなというふうには考えております。昨年度6名の委員、昨年度の前からもう2年間なんですけど、6名の委員でこれまでやってきたんですけども、それに加えて、今回、本来であれば1名を加えて7名になるはずではあったんですけど、残念ながら1名の方から体調により御辞退の申し出がございまして、同数の6名にとどまってしまったという状況です。今後、委員のほうは人選をして、どなたかにお願いして、もう少し人数は増やしていきたいと、そのようには考えております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。せんだっての広報にも載っておりましたが、取手図書館のほう駅前に新しくリニューアルオープンすることが決まったようです。大きくなって、さらに——まだ決まっていない。広報のほうにも載っておりました。まだ決まっていはいないようですけれど、そのような計画があるということで、そうすると、さらに読書活動が活発になるものと思われま。図書館のさらなる充実は、本当に1市民として大変希望するところですので、ぜひ協議会の委員のほうも増やして、さらに活発に図書館活動ができるようにしていただければなと思います。よろしくお願ひします。

○教育長（石塚康英）

要望でよろしいですね。

図書館課長、特にありませんか。よろしいですか。

そのほか、質疑等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、これにて質疑、御意見を終結します。

これより報告第11号を採決いたします。

お諮りします。報告第11号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第11号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして報告10、取手市子どもと親の相談員の委嘱についてを議題といたしま

す。

本件について報告を求めます。笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

お願いします。報告10、取手市子どもと親の相談員の委嘱について、報告いたします。令和6年度の子どもと親の相談員11名が市内各小中学校に配置されました。4月10日に委嘱状を渡しました。継続8名、新規3名ということになります。

全国的に不登校児童生徒が増えている中、取手市においても同様な傾向になっております。そうした中、取手市では、子どもと親の相談員を全ての学校に派遣し、子ども、保護者及び教職員からの相談を受け、相談員が抱える不安感やストレスを和らげることにより、いじめや対人関係のトラブル及び不登校などの問題の解決につなげていきます。他者の不安や悩みを聞くということは、とても重い仕事であります。センターとしても、相談員の方々との連携を図りながら、情報共有や研修を実施しながら、相談員の方々にとっても働きがいのある環境づくりに努めてまいります。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。

本件に対しての質疑、御意見等ございますか。

櫻井委員、お願いします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今、センター長もおっしゃったように、子どもと親の相談員ということで、いろいろ問題を抱える子どもたちが多くなっている中、大変必要とされている仕事であると思います。そういった中で、設置要綱を拝見すると、市内の小学校及び中学校にそれぞれ配置するという一文がございますが、人数的なもの書かれておりませんで、やはりセンター長もおっしゃいましたように相談される側というのは大変——余り相談のことを御存じない方は、お話を聞くだけでしょいうみたいなこともあるかと思うんですけど、相談される側の心理的負担というのは大変重いものだと思います。この辺は石隈委員がよく御専門で御存じだと思うんですけど、そういった中、お一人で4校担当されている方もいらっしゃる。4校、3校担当されている方もいらっしゃるということで、4校担当されている方は小学校から中学校までされているということで、御負担が重いのではないかなと拝察されます。

また、担当校につきましても、例えば、その小学校から同じ学区の小学校から中学校というようなことでしたら、ずっと継続してお話を聞いてきたお子さんを中学校に行ってもお話を聞けるということで、子どもたちにとっても、また中学校に上がったも、子どもと親の相談員として同じ方が話を聞いてくれるということで、すごくいいことだと思うんですけど、中には全然違う学校というか学区の学校を持っていらっしゃる方もいて、やはりそういった担当校の割り振りとかも、人数がどうしても足りなくて、お一人で何校か担当される方が出てしまうとしたり、そういった地区の割り振りとかもお考えになられてはいかがかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○教育長（石塚康英）

笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

御質問ありがとうございます。まず、この子どもと親の相談については、有償ボ

ランティアということでやっているんですが、なかなかその人選がうまく見つからず、私たちとしても、人のつながりでやっているような部分もあるというのが現状となります。そういった中で、1番の方とか5番の方のように、4校、3校という負担になってしまうという部分に関しては、本人の希望も確認しながら配置をいたしました。今、櫻井委員のおっしゃったように、同じ学区の小中学生を見るほうがより効果的ではないかという意見も本当ごもつともで、ただ、そこにうまくはまらなかったという実情もあります。以上となります。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。人手不足は、こういったボランティア関係も非常に深刻であること、とてもよく分かりますが、やはり取手市の教育行政の一つの柱として、教育相談というのを大きく掲げております。この子どもと親の相談員というのは、教育相談を一つの柱と掲げる以前から、多分、取手市独自ですと行ってきた、いわゆる草の根の相談活動だと思います。ですので、何とか人数確保と、あと本当にきめ細かい相談の網の目ですね、セーフティーネットの一つであると思うので、きめ細やかな相談活動ができ、また、これが先生方の教育相談に大きく生かされるようにお考えいただければと思います。大変申し訳ありません。大変なところはよく存じ上げております。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

今、櫻井委員の御意見もあったように、その辺をしっかりと受け止めて次年度以降の人選に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（石塚康英）

ほかにございますか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

櫻井委員から、重要なことを御指摘いただいて、その続きなんですけども、実際にこの相談員になられた方が相談業務、職務で困ったときに、どういうふうに——校長先生の指揮監督ということで、校長先生が主な相談相手となると思うんですけど、この研修であるとか、こういうことで困っているというようなことの何かサポート体制というか、そういうのはどうなっているのかなと思って、お聞きしておきたいと思っております。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

石隈委員の御質問にお答えいたします。相談員が困ったときには、センターのほうに連絡が来るようになっております。センターのほうでスクールカウンセラー・スーパーバイザーもいますので、そういった方々にも御助言をいただきながら対応を行っております。

○教育長（石塚康英）

ほかにございませんか。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。内容が櫻井委員とちょっと同じになってしまうんですけれども、設置要綱のところで、第3条の地域と学校との連携の支援というふうにあります、となると小中学校の同地区というのが、より連携も深められてよいのかなと思いました。以上です。

○教育長（石塚康英）

センター長、何かありますか。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

先ほども触れましたように、その辺についてはしっかりと、ここに書かれていることを確認しながら、次年度の人選に努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○教育長（石塚康英）

これもコミュニティ・スクールの活性化が、数年かかってだとは思いますが、それでも、図られていく中で、地域の方たちの学校への理解協力が進んでいけば、さらにこういった事業に協力しようかなという方の掘り起こしにもつながるんじゃないかなというところは期待しているところですので、生涯学習課長さんのほうにおいても、その辺を連携していただければなと思っているところです。

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では質疑、御意見なしと認め、これにて報告10の議事を終わりにいたします。

続きまして報告11、取手市立学校評議員の委嘱について、報告12、取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について、以上2件は関連がありますので一括して議題といたします。

本件について報告を求めます。直井教育次長兼学務課長、お願いします。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

報告11号、取手市立学校評議員の委嘱について、報告12、取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について、2件あわせて御報告申し上げます。

先ほど、報告第9号で御審議、御承認いただきましたように、本年度から市立小中学校全20校で学校運営協議会が立ち上がりました。そのため、学校評議員、学校等関係者評価委員の機能につきましては、学校運営協議会に移行となります。ここでは、藤代幼稚園の学校評議員、学校等関係者評価委員の委嘱について、御報告させていただくものです。委員名簿につきましては、それぞれかがみの次のページを御確認ください。学校評議員、学校等関係者評価委員、どちらも同じ方を委嘱しております。なお、定数は5名以内となっておりますが、藤代幼稚園につきましては、令和3年度から3名の委嘱ということで行っておりまして、特に運営上問題はないということで、本年も3名を委嘱したいと思っております。報告11、報告12についての説明は以上です。

○教育長（石塚康英）

それでは、質疑、御意見等はございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認めます。以上で、報告11及び報告12の議事を終わりにいたします。

報告13、寄附の受け入れについて、報告14、寄附の受入れについて、以上2件は

寄附の報告ですので一括して議題といたします。

本件について、順次報告を求めます。まず、報告 13 について、直井教育次長兼学務課長をお願いします。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

報告 13、寄附の受け入れについて、御報告申し上げます。説明に先立ちまして、資料の訂正をお願いします。議案書 1 枚めくっていただきまして、1 ページを御覧ください。4、受領日のところに誤りがありましたので訂正をお願いします。こちら資料では令和 6 年 2 月 21 日（水曜日）となっておりますが、正しい受領日は令和 6 年 3 月 12 日（火曜日）でございます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、寄附について御説明申し上げます。寄附者の宇都宮文化センター株式会社は、本社が宇都宮市にあり、当市白山に営業所を有する廃棄物収集等を行っている企業です。創立 60 周年を迎えるに当たり、子どもたちのために役立ててほしいとの趣旨で 10 万円の御寄附をいただきました。いただいた寄附金で、学校のイベント、授業等をオンライン配信するために利用するビデオカメラ一式を購入いたしました。教育委員会がイベント等で使用するほか、希望に応じて学校に貸出して有効活用してまいります。議案書 3 ページに写真を載せてありますので、御確認ください。私からは以上です。

○教育長（石塚康英）

報告 14 について、飯山文化芸術課長、お願いします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

報告 14、寄附の受け入れについて、御説明いたします。資料 1 ページ、2 ページを御覧ください。1、寄附者、田中 良様。2、寄附の内訳、「湖畔夕照（2019）」寄附者作、油絵 F100 号。サイズといたしましては、縦 162 センチ、横 130.3 センチです。3、寄附の経緯といたしまして、寄附者、田中 良様は、美術によるまちの活性化を願い、昭和 51 年に郷土作家展、現在の取手美術作家展の立ち上げに加わり、現在に至るまで現役作家として御活躍されています。市では、令和 3 年度から郷土の作家を部門ごとに取り上げ、展覧会を開催する企画がございます。令和 5 年度は、テーマを洋画とし、寄附者である田中 良先生の 100 歳記念展をあわせて開催しました。その際、寄附者は、取手市の取組を評価され、取手市が芸術文化施策を継続していくために、寄附者制作の作品を数多くの方に見ていただきたいとして寄附されたものです。寄附者の御意向を踏まえ、寄贈は、取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱の寄附の条件に合致することから、受け入れをさせていただくことにいたしました。4、受領日、令和 6 年 3 月 12 日。5、その他、寄贈美術品は、その後、国の紺綬褒章推薦の条件を満たすことが確認されたことから、推薦事務に当たっているところです。

なお、お披露目の機会といたしまして、4 月 25 日から 5 月 8 日、アートギャラリーにて、6 月 15 日から 6 月 25 日の取手美術作家展「とりび」の特別展示として展示を予定しておりますことを補足いたします。以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。

では、本件に関する質疑、御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

大分大型の絵画ですね。立派なものですね。ありがたいお話です。

では、質疑、御意見なしと認め、質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 13 及び報告 14 の議事を終わりにいたします。

続きまして、報告 15、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。笠井教育総合支援センター長、お願いします。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

はい、お願いします。報告 15、いじめ防止策の取組状況に関する報告をいたします。新年度の学期が始まって2週間ほどたちますが、センターは子どもたちに関わることで、保護者からの電話相談、来所相談、また適応指導教室ひまわりの見学などに対応しています。そうした相談などの多さに、改めて難しい時代になったんだなということを実感しています。悩みや不安を抱えた子どもたちの背後には、悩み、また不安を抱えた保護者もいるということをお忘れなくしております。そうしたことから、これまで以上に教育総合支援センターの役割が大切なものとなってきていることを実感するとともに、各学校としっかりと連携を図り、共同して業務に努めて当たりたいと思っています。

令和6年度、教育総合支援センターでは、いじめ防止策の取組として、報告書に挙げた、いじめ防止策の取組を推進、充実したものにし、児童生徒にとって安心安全な学校づくりをサポートしていきます。(1)の、取手市教職員一斉研修会について説明いたします。今年度の研修会は、早稲田大学教育総合科学学術院教授の河村教授を講師としてお招きいたします。河村先生は、取手市でも採用しているQUを用いた学級集団アセスメントなど、学級経営について研究を続けている方です。現在のところ、研修の詳細については未定ですが、取手市のテーマに合ったものについて、河村先生と相談をしながら、学校、家庭、地域、関係機関の連携、協働が進むような研修会にしていきたいと考えております。

いじめの未然防止に向けた教育では、児童生徒がいじめに向かわない態度、能力を身につけるためにどう働きかけるのか、また、いじめを生まない環境づくりをどう進めるのかということが問われています。いじめはよくないと、ほとんどの児童が分かっているにもかかわらず、9割の子どもたちがいじめをした経験を持っているという調査結果もあります。頭で理解しているだけではなく、行動レベルでいじめをしないという感覚を、学校での様々な学びの機会を通して身につけていけるよう、働きかけていくことが重要だと考えております。これまで行ってきた、(3)のスクールロイヤーを活用したいじめの予防授業や、(4)のSTANDBYによる未然防止教育だけでなく、今年度より(5)にありますグループワークによる人間関係づくりを新たな取組として実施していきます。いじめに向かわない児童生徒を育てるためには、居場所づくりと絆づくりが有効とされています。児童生徒が協働的な活動を通して、仲間との絆を感じ取って紡いでいき、絆づくりを進めていくことが、いじめだけでなく、不登校の未然防止につながっていくと考えております。具体的には、茨城大学特任教授の正保春彦先生による実践授業や授業参観を通して、互いに支え合える温かな人間関係づくりを、年間を通して継続的に取り組むといったものです。今年度は、市内中学校1年生を対象に実施していく予定となっております。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

御意見、御質問等ございますか。

櫻井委員、お願いします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。私、前回からずっと言ってますけれど、毎週火曜日に地域の子どもたちを学校に送って行って、それから、いつも定例会に参加する形なんですけれど、今日も子どもたちを送っていったら、ちょうど1年生の子が1人、おうちから出てくるときに見送ったお母さんと離れがたくて、ベソかいていたので、また別の1年生のお母さんが、じゃあ、途中まで私が送っていくから一緒に手をつないでいこうと言って、途中まで歩き出したら、そのお母さんのお子さんが、お母さんが別の子と手をつないでるっていうんで、またちょっと悲しい顔になっちゃって、お母さんが両手に1年生を抱えて。登校班の中にもう1人いるんですね、もう1人の1年生が、いいなみたいな顔になっちゃったんです。そこで私が、おばちゃんで行こうかと言って、結局1年生3人が誰かと手をつないで登校するというような光景が、今さっきあって。今年からコミュニティ・スクールも始まったことで、不安になったときに、そういった手というのは幾つあってもいいんだなというのを今日思いました。

1年生が学校始まってちょうど3週目ですので、慣れてきたんだけど、何か今までと違う環境で、ちょっとだけ気が緩んだというところで、誰かがふっと手を出してくれると、それで、じゃあ頑張ってる歩いて学校行こうという気持ちになるんだなというのを今日間近で体験しました。ですので、今御説明のあった、センター長も居場所づくり、絆づくりとおっしゃってましたけれど、そういった地域の手が子どもたちにきちんと手を差し伸べられるように、地域の人たちの手も今必要とされていると思います。

そういった中で、1番の取手市の教職員一斉研修会ですけど、昨年度、青少年相談員のほうにもお声がけいただいて、青少年相談員も参加させていただきました。もし可能でしたら、今回、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会の新しく委員になられた方にも、今、学校でこういうことが問題になっている、あるいはこういうことで地域の力が必要となっているというような、そういう内容と思われるので、御参加いただければなと思います。駐車場のこととか、いろいろ問題もあってなかなか難しいかと思いますが、御検討いただければと思います。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

櫻井委員、御意見のほうありがとうございました。会場の広さなんかも考えながら、できるだけ多くの方々に参加してもらえるように、センターのほうでも考えていきたいと思います。

○教育長（石塚康英）

そのほかございませんでしょうか。

石隈委員、お願いします。

○教育委員（石隈利紀）

2件ほど。一つは川村先生のほう、今、櫻井委員がおっしゃったように、本当に多くの方に聞いてもらえればいいと思います。彼は、学級経営が御専門なんですけども、本当に学級経営の進め方が変わってきたというか、先ほどからあるように、もう多様な子どもがいるので、みんなが一緒に仲よくというのではないんですね。

もうみんなばらばらで、異質な子どもとどう一緒になっていくか、だから調整する関係づくり、自然に関係ができるというよりは、学級の中でいろいろな違うタイプのお子さんが接する中で人間関係がつけられていく、できていくということで、河村先生との勉強会でも、従来のルールをきちんと守るだけではなくて、お互いがどう尊重できるかというので、変わってきてるねということで、河村先生のお話を聞くたびに新しくなっていますので、幅広い方に聞いていただければいいなとも思います。

それと、調整する人間関係づくりって、私たち大人は人間関係それなりにできてきているところがあるんですけども、やはり今の若者とか子どもたちの人間関係の作り方って、また変わってきているんですよ。だから、その辺が特に研修や、こういうワークがあるといいなと思って、昔は集団の中で、昔の農村型コミュニティーって言いますが、私たち守られてきたので、集団の中で居場所があれば大丈夫だったんですけど、今、都市型コミュニティーといいますか、都市型だとある程度言葉で自分の意思を伝えたりとか、ほかの人の意思を理解しないと、なかなか人間関係ができにくいということもあって、正保先生のグループワークというのはとてもタイミングがいいし、中一だけではなくて、もっと小学校に広げてありますけど、本当に広げていくというのにいいプログラムかなと思います。以上、感想です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。4番のところに、STANDBYの未然防止教育を行ったということで、1人1台端末の中にSTANDBYが入られていて、今まで入れていて利用数というか、活用されている数なんていうのはどのくらいあるのでしょうか。分かる範囲で構いませんので。

○教育長（石塚康英）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

お答えいたします。実際に、月ごとに大分差はあるんですが、大体6月ぐらい、学校生活が始まって少し落ちついた頃から、月に3～4件ぐらいのペースで、それが大体2月ぐらいまで同じような状態が続いています。内容的に言うと、いじめというよりも、恋愛のこととか、クラスで困ったこととか、本当に何げないことがこのSTANDBYのほうのメールに入ってきて、その悩みなどに相談できる体制となっております。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。何かちょっとしたことでも、そういった話せる場とか、センターに電話もあるんでしょうけど、そういう簡単に相談できるというのがすごくいいなと思っているので。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

昔だったら、多分、友達に相談していたようなことでも、今、人間関係が非常に難しくなっている。それを友達に話したことによって、ほかの人に伝えられてしまうとか、そういう怖さもあるのかなと。だったら、全く知らない人に相談したほうが気持ち的に楽なのかなというところで、その人間関係をどう学校で築いていくか

というのは、すごく私たちも課題だなというに考えております。

○教育長（石塚康英）

そのほかございませんか。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

今回の研修の中で正保先生をお招きされていて、研修入っていました。いじめ問題専門委員会の名簿を見たときに、1番に坂田先生のお名前が出ていたんですけど、坂田先生は今まで、こちらで何か講座をお持ちになったことはあるんでしょうか。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

戸部委員の御質問にお答えします。坂田先生の研修というのは、今まで実施しておりません。

○教育委員（戸部明彦）

多分、私の記憶では、前、研修センターにいたときに、管内の研修で坂田先生のちょうど講演のほうを聞く機会があったので、それを聞いたときに、学校教育現場が長かった私にとっては非常に新鮮に聞こえた部分もあったので、もしそういう機会があれば、また先生方も違う視点も出てくるのかなと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

笠井さん、何かありますか。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

本当に坂田先生のほうからは、法とかガイドラインのつとつたいじめ対応というのが非常に大切だということを私たち、委員のほうから学んでいるんですが、今後、坂田先生と少し相談をしながら、そういった研修のほうも考えていくようにしていきたいと考えております。

○教育長（石塚康英）

(5)のグループワークによる人間関係づくりというのが、今年度の新たな取組となると思うんですけども、もちろん目的的には、子どもたちの人間関係づくりを形成するということがあるんですが、その取組の中で見せる子どもたちの表情であるとかつぶやきというのを、ぜひ教員たちにくみ取ってもらって、児童生徒の理解につなげてもらえるように指導してもらえたらありがたいなと思っています。

それから、先ほど各委員から、(1)の一斉研修会により多くの方をというお話がありましたけども、場合によっては、先ほどの寄附のお話の中で購入した配信用のビデオカメラもあるわけですから、ハイブリッド型で広く配信するというのもあるんじゃないかと思えますから、御検討いただけたらと思います。

それでは、よろしいでしょうかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見なしと認めまして、以上で報告15の議事を終わりにします。

では、続きまして報告16、不登校児童生徒への支援についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

引き続きよろしく申し上げます。報告16、不登校児童生徒への支援について、報告をいたします。学校に行きたいと思っているにもかかわらず、学校に行くことができない状態にある児童生徒が大勢います。そして友人との関係、教職員との関係、学習内容が分からないといったことが不登校のきっかけになっているという調査結果もあります。不登校のきっかけには、学校由来もあるということに目を向けなければならないと考えております。学校は安全安心な場所なのか、学習内容は興味を持てるものとなっているのか、教室に児童生徒の居場所はあるのか、学校は改めて問い直すことが求められていると感じています。その上で、学校になかなかじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくのかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があると考えております。

1ページの、取手市不登校児童生徒支援構想について、御説明いたします。学校には友達がいる、先生がいる、楽しい事業や行事があり、そうした中で子どもたちは安心していられる場所、自分が必要とされる場所があることによって、子どもたちにとって学校は魅力ある学校となります。各学校は、そうした学校の実現を目指して取り組んでいかなければならないと考えております。構想は、これまで取手市として取り組んできたことと、今後新たにに取り組んでいくことを見える化し、市内の学校全体で取り組む方向性を合わせていくために作成したものとします。今後、校長会との連携や各学校の取組などを参考にしながら、修正を加え、取手市オリジナルの構想になるように進めていきたいと考えております。令和6年度における重点としては、先ほども御説明しました人間関係づくりを中心に、不登校対応支援員の配置、また中学校における校内サポートルームの充実を進めていきたいと考えております。

人間関係づくりについては、2ページの資料1を御覧ください。先ほど、いじめ防止策の取組状況に関する報告の中でも御説明いたしました、正保春彦先生によるグループワーク授業を、市内中学校1年生を対象に実施していきます。4月12日には、藤代南中学校と藤代中学校で授業を行い、残りの4校はあさって以降に授業を行っていく予定となっております。子どもたちの様子を見てみると、いろいろな小学校から集まってきた子どもたちが、本当に楽しそうに、そこで人間関係が一步進んだような授業となりました。こうした取組を広めていくためにも、夏季休業中に中学校1年生を担当する教員プラス教育相談主任、また希望者を対象とした正保先生による研修を行い、また石隈先生も御推薦の、正保先生の「10時間の授業で学校が変わる！楽しく学べるグループワーク」のこの本を中学校には3冊、小学校には1冊ずつ配付いたしました。正保先生に確認したところ、こうした取組というのを市内全体で実践していこうということは、今までなかったそうです。先行事例がないことによる運営面での難しさや、広げていくことの課題などありますが、子どもたちのためとなる実践となるよう取り組んでいきたいと考えております。また、新聞発表なども行いながら、取手市教育委員会での良い取組を積極的に情報発信していきます。

続きまして、3ページの資料2にある不登校対応支援員についてです。この不登校対応支援員については、現在、任用に向けての準備を進めているところであります。教育総合支援センターの運営は、教育相談、いじめ対策、不登校児童生徒への相談支援となっておりますが、これまではどうしても児童生徒や保護者の支援に偏っ

たものでした。全国同様、市内の不登校児童生徒が増加する中で、学校にも支援の手を加えることで、児童生徒への支援充実だけでなく、環境整備や教職員の支援にもつなげていくことが必要だと考え、この不登校児童生徒支援員を教育総合支援センターに1名配置し、資料2にあるような支援や連携を行いながら、不登校対策の充実に努めていきたいと考えています。最初に御説明しましたように、取手市の不登校児童生徒支援構想はスタートの一步となるものであり、構想が子どもたちのためになるものでなければ意味がないものだと考えております。今後、教育総合支援センターを中心に、取組の充実に図っていきます。以上となります。

○教育長（石塚康英）

それでは御質疑、御質問、御意見等ございますでしょうか。

石隈委員、お願いします。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。不登校に関しても積極的に、子どもだけじゃなくて環境も含めて支援体制をつくられているというのは、とてもいいことだと思います。ちょっとおさらいと提案なんですけど、今、生徒指導提要のほうにも明記されていますけど、不登校は悪いものというんじゃないで、今の子どもが苦戦している状態ということなので、不登校ゼロにするというよりは、今、センター長が言われたように、魅力ある学校づくりの結果、子どもたちが学校に来て、充実してくれるということを目指しているわけですね。そういう場合の私たちのとらえ方として、この資料1のところ、これが原案なんですけど、資料1が、子どもたちが安心して通える魅力ある学校づくりの1、2、3というのがあって、私たち学校関係者は、新たな不登校を生まないということはよく言うんですけども、1番大事なことは、第2パラグラフの一つにあるように、休み始めた段階での早期の適切な働きかけということが多分ここで言いたいことだと思うんですね。なぜかという、不登校の要因の調査、国もしてますし、国の事業で民間もしてるんですけど、その一つはやっぱりいじめの被害というか、先生との関係でつらいことが起こって、休んでいると。これはむしろ休むほうが健康ですよ。いじめ被害の子どもがずっといて、そこで本当にしんどい思いするのを一時的に避難するというのもあるので、新たな不登校ゼロというよりは、時には不登校というのは理解できることもあるというのが、今、国のスタンスなので、不登校の子どもは支援するというのが柱にありながら、不登校には一人一人いろいろな背景や事情があるので、それを把握しましょうということなので、3番の新たな不登校を生まないというのは、ひょっとしたらちょっと誤解を与える可能性があるんで、休み始めた段階での早期の働きかけ、そういう苦戦している子どもを放っておかないというか、そういうところのニュアンスがいいのかなというのが1点です。

もう一つ、2点目は、小さいことで上のポンチ絵で、魅力ある学校づくりの実現の右側にスクールカウンセラーの仕事の内容があるんですけども、児童生徒へのカウンセリングと、次に保護者へのカウンセリングというのがあって、私たち心理職の間でも「保護者への」の後に何を入れようかというのは、いろいろ試行錯誤してきたんですけども、今、よく使われる言葉が「保護者への相談助言」であるとか「相談」ということです。つまり「保護者へのカウンセリング」というと、保護者が自分の悩みを相談するというふうなニュアンスがあって、それはもちろん、そういう部分もあるんですけども、同時に、保護者というのは子どものサポーターなの

で、子どもにどう関わるかに関しての助言とかコンサルテーションのほうが、実はスクールカウンセラーでは大きいんですね。保護者の心の悩みをずっとカウンセリングするというより、どう子どもに関わるかということが中心で、保護者自身のしんどさももちろんしっかり受け止めるということがあるので、そうするとカウンセリング的な要素と、いわゆる助言的な要素があるので「保護者への助言相談」とか「保護者への相談」といったほうがより適切なのと、このポンチ絵を保護者の方が見られたときに、私はカウンセリングの対象ではないよと思われても、ちょっと相談に行って、子どもへの関わりでヒントがあればいいかなというふうに思ってもらえればありがたいので、ちょっと小さいことですが「保護者への相談助言」とか「相談」というふうにしていただけるといいかなと思います。

それから、3つ目の学校における相談体制の充実もそのとおりで、この中に教職員へのコンサルテーションが含まれてはいると思うんですけど、これから若い先生も増えてきて、スクールカウンセラーに子どもへの関わりって気楽に相談していいんだというふうに思ってもらうためにも「教職員へのコンサルテーション」とか「教職員への相談」というのを入れてもらって、1つ行は増えますが、そんなふうなところも工夫してもらえばいいかなということで、以上の不登校の新たなところをなくすというのとスクールカウンセラーの仕事の内容ということで2点、私からの感想と意見です。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

石隈委員、本当に細かいところまで見ていただき、ありがとうございました。やはりこれ、本当に取手市として第一歩だと考えております。今まで、こういった実践を本当にやってきたんだけど、それがまだまだ見える化されていなかったものが見える化し、やはり教職員が意識してやれるかどうかというのが大切なので、これについては各学校としっかり連携を図って、来年もっともったいいものにしていきたいと考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほか、委員からございませんか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。私も新しい取組として、こちらの不登校児童生徒支援構想を拝見したときに、石隈委員と同じで最初に思ったのは、不登校イコール悪いことだろうかということです。もちろんみんな学校に来て、学校で自己実現を図れる状態、それがベストだとは思いますが、この形で行われた場合、不登校イコール悪いことということで、学校に行けない子が自分はよくない子なんだということで余計な劣等感を持ってしまう。それはどうなんだろうというような疑問を最初に持ちました。石隈委員がおっしゃっていただいたので、やはりそうだなというようなことで、ちょっと石隈委員の御意見にちょっと腑に落ちたところがあります。石隈委員の御助言で、これからもっと考えを深めるというようなセンター長のお話でしたので、少し安心しました。

私のほうからの質問が2件ありまして、1件は、校内サポートルームについてです。校内サポートルームについては、学校訪問のときに見せていただいたりした学

校もあって、石塚教育長が3月までいらした取手西小学校にもサポートルームがありました。また、ほかの学校でも、こういった部屋を用意していますというような学校も幾つかありましたが、全ての学校ではそのようなお話はなかったように思われます。今現在、校内サポートルームを設置している学校は、取手ではどれぐらいの数、お分かりにならなければいいんですけど、把握していらしたら教えていただきたいなと思います。

もう1点は、グループワークの年間計画のほうなんですけれど、3ページの5番ですね。グループワークの年間計画で、学級活動、総合的な学習の時間、朝の会や帰りの会で実施ということなんですけれど、教育課程との関連もあって、今、朝の会、帰りの会につきましても、二つ、三つのコマあわせてみたいな感じで、実際に国語の勉強の時間に使われているというような、そういう学校も多くあります。これも学校訪問の際に、教育課程の御説明を各学校の先生にさせていただいて、そうなんだというようなことですが、これは実際、各学校の教育課程との関係で可能と思われる計画なのか、あるいは若干その辺で無理があったりしたら、かえって学校のほうにも負担をかけるような、現場のほうに負担かけるようなことはないのだろうか、これが懸念であればいいんですけど、この二つお伺いしたいと思います。

○教育長（石塚康英）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

櫻井委員、質問のほうありがとうございます。まず、校内のサポートルームの設置状況についてなんですけど、中学校6校は全てそういった環境は整っています。小学校のほうでは、白山小がまだ難しいかなって話はあったんですが、それ以外の学校はあるんですが、一番の課題は、そこに人が小学校は配置できない。場所は設置できたとしても、人が配置できなければ運営は難しいというところで、すごく課題だというのは聞いています。だから、小学校のその部屋を充実させるということと同時に、そこに人をどう配置するかというのは、私たちセンターだけじゃない大きな問題だなというふうに考えています。

続きまして、グループワークの年間計画についてなんですけど、ここにあるように学級活動、総合的なというところとプラス、そういった朝の会、帰りの会の隙間の時間を使った活用が一番いいのかなって私は考えています。この中には、本当に5分や10分でできるものがありますので、そういったものを帰りの会の本当に僅かな隙間の時間でもやっていただいたりしていくことが大切なのかなと考えています。これを無理やり、学級活動や総合的な学習の時間に位置づけてしまうと、それ以外の活動がおろそかになってしまう可能性もあるので、その辺は今年度実施しながら、各学校の現状を把握しながら、そして来年度、小学校にも少しずつ広げていきたいと考えております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

ほかにございませんでしょうか。

○教育委員（石隈利紀）

もう一つよろしいでしょうか。

○教育長（石塚康英）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

先ほど櫻井委員もおっしゃった、不登校をどう支援するかというときに、どうしても不登校というと学校は頑張らなきゃいけないと思ってしまうので、私の知り合いのスクールソーシャルワーカーをやっている人は、不登校というから学校だけに何か頑張りや責任を押しつけてしまう。もっと地域で、そういう多様な子どもを支援したほうがいいと考えたら、不登校児童生徒じゃなくて、在宅児童生徒と呼んだらどうかと言ってる。これは言い過ぎですけど、そういう言い方もあって、ちょうどコミュニティ・スクールが全部の学校で取手市は始まるので、本当に多様な子ども、学校だけじゃなくて、家庭や地域やセンターも含めて、どうやってうまく育てていくかというか、もうだからチーム学校の次はチーム子育てというか、だからコミュニティ・スクールはすごいチャンスだと思うんですよね。地域の方にも助けていただいて、子どもを育てて、たまたま今学校に行っていない子どもが適応指導教室に行き、恥ずかしいことではなくて、そこで学習支援を受けたり、居場所になったりするし、近所の図書館であるとかそういう施設ですよ、公民館であるとか、いろいろな子どもが行けるといふようなところを地域で考え直すと、子どもも親も学校ももうちょっと楽になって、一人一人に対応することができるのかなというのは、これは感想も含めてですけど。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

自分も、4月3日の市内教職員全員に向けた教育長のメッセージの中で、先般文科省が発表した、教員が不登校の要因と考えて報告している要因と、不登校のお子さんたちが答えている要因の大きなずれ、ここの部分を我々は強く認識すべきなんだというお話をさせてもらいました。つまり、我々は、子どもたちに要因を求めがちだけれども、決してそんなことはなくて、やっぱり先生と合わないとか、先生の何げない一言でそういったことになっている子がいるんだということ、ここをしっかりと認識しなきゃならない。そこについては、指導課なりセンターなりの指導もあるけれども、校長に対して学校経営上しっかりと指導していく必要もあるので、その点は教育参事からも校長たちのほうにしっかりと話をしてもらいたいなという思いがありますので、そこもよろしくお願いいたします。

それでは、この件について質疑、御意見がなければ、報告16の議事を終わりにしたいと思います。

それでは次に、その他に入ります。事務局からの報告をお願いします。

まず一つ目、戸頭小学校における学校事務職員の不適切な会計処理について、報告をお願いします。

○教育参事（鈴木邦弘）

失礼します。では、報告いたします。令和6年3月31日、取手市立戸頭小学校の事務職員が、保護者への返金業務を怠っていたことが判明いたしました。現在、全容解明に向けて精査しております。

まず、本事案の概要について御説明します。現在、調査中ではありますが、市から給付された就学援助費等を市から直接、学校管理の銀行口座に入金し、学校徴収金

を差し引き、残額が生じた場合には保護者に返金すべきだったものが、10年間にわたり返金されていなかったという事案です。また、給食費の未返金があることも確認しております。一般的な学校事務としましては、児童生徒が学校に必要な経費については学校徴収金、内訳で言いますと、修学旅行積立費であるとか教材費、学級費等になります。そして、保護者から学校に納入、現在、保護者指定口座から引き落としになっておりますが、そのようにいただいております。そこに、要保護そして準要保護世帯に支給しております就学援助費であるとか、特別支援教育就学奨励費、家庭の経済状況に応じて特別支援学級で学ぶ家庭に支給されるものです。それと、児童手当を受給している世帯で、学校徴収金や給食費が未納の世帯には、保護者の同意を得た上で市から直接学校管理口座に入金し、学校徴収金や給食費を差し引いた上で、残額が生じた場合には、その額を保護者に返金しております。

現在分かっている返金が必要な会計事務としては二つです。まず一つ目は、保護者が納めたものと、市から支給される就学援助費等から学校徴収金を差し引いて、残金が生じた場合の返金が滞っているもの。二つ目は、平成26年度から令和元年度までの期間において、給食費の返金が滞っているものです。なお、給食費については令和2年度から、学校ごとではなく教育委員会で一括して管理しており、令和2年度以降の未返金はないことを確認しています。4月18日現在で、平成26年度から令和5年度までの10年間の未返金額として確認している金額は168万7,660円です。市教育委員会及び学校長による聞き取りにおいて、当該職員は私的流用については否定しています。また、教育委員会、当該校における確認においても、現在のところ私的流用について確認されておりませんが、引き続き確認作業を行っております。なお、平成26年度から令和5年度までの期間、同様の返金事務のうち、一部については、本来の手續に基づいて返金していたことを本人から聞き取っております。

本事案が生じた要因としましては、次の二つが今のところ考えられます。まず1点目は、本来であれば返金するところを、その後の学校徴収金に未納が生じた際に充当するために一時的に保管するなどの対応をとっていた結果、事務の手續が複雑になり、加えて適切な記録や管理職への報告を怠り、返金業務が滞ったことです。2点目は、管理職による年度ごとの点検、また事務職員への指導、助言、支援が不足していたということです。

次に、本事案に係るこれまでの経緯について説明します。3月31日（日曜日）、学校長に対し、事務職員が、保護者への未返金があることを報告し、事案が判明しました。学校長は、事案の概要を市教育委員会に報告しました。年度が変わり4月1日（月曜日）、市教育委員会内で概要についての情報共有と、今後の対応について話し合いました。4月3日（水曜日）、学校にて管理職を中心に、会計事務精査の作業を開始しました。4月12日（金曜日）、令和5年度分の未返金の対象世帯が判明しました。4月16日（火曜日）、臨時校長会を開催し、本事案の概要説明と、各小中学校において不適切な会計事務の有無について調査を指示しました。その結果、同様の事案はなかったと報告をいただきました。4月19日（金曜日）、記者説明会を開催。4月20日（土曜日）、当該校にて保護者に本事案の経緯等を説明しました。該当職員は50歳代、係長職で、戸頭小には平成26年度から令和5年度まで勤務しており、令和6年4月1日付け定期人事異動で、現在の配属は県南地区公立学校となっております。

最後に、今後の対応と再発防止についてです。今後も、全容解明に向け市教育委員会と学校管理職で引き続き確認作業を継続していきます。また、再発を防止するために、未納家庭への対応と、返金事務に関する事務職員と管理職のチェック体制の見直しと強化、事案の原因を検証した上で、市内公立学校共通のマニュアルを作成していきます。さらに、事務職員が相談しやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。報告は以上になります。

○教育長（石塚康英）

ちょっと1回聞いただけでは非常に分かりづらい事案かと思うんですけども、先日の記者会見のほうにも私が出席をして御説明をさせていただいたんですが、非常にお金の流れが複雑なところが1点と、それから学校管理職のチェック体制が機能してなかったんじゃないかということで、報告にあったように全容解明と再発防止に向けて今取り組んでいるところでございます。また、追って概要が分かってきた段階で、委員の皆さんに説明してもらおうということでもよろしいでしょうかね。

○教育参事（鈴木邦弘）

はい、よろしくをお願いします。

○教育長（石塚康英）

ではもう1点、5月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についての説明——ごめんなさい。櫻井委員、お願いします。

質問ありますか、どうぞ。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。まず質問ですけど、これ10年間にわたり返金されていなかったということで、令和5年度分はどなたに幾らというのは判明されているということ、今、鈴木参事の御説明にあったんですが、その前、遡って全ての年度において誰に幾ら返金するのか、それはもう分かっているものなんですか。

○教育参事（鈴木邦弘）

実はそこも現在調査中で、はっきりとしたことは申し上げられないのが現状です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。あと、今後の対応と再発防止ということで、市内公立学校共通のマニュアルを作成予定ということですが、こちら、やはりプロの御意見、取手市では様々な問題に対してプロの意見を常に入れておりますし、スクールロイヤーであるとか、そういった教育相談についてもプロの御意見いただいています。こちらについても公認会計士さんであるとか、そういったプロの御意見を入れると、さらに今後の対応策としてはよろしいかと思うんですが、そのような御予定はいかがでしょう。

○教育参事（鈴木邦弘）

御意見ありがとうございます。そういったことも含めまして、今後検討してまいりますと思います。ありがとうございました。

○教育委員（櫻井由子）

最後にもう1点なんですけれど、こちらは参事ではなく教育委員会のほうの、この会議のあり方がちょっとどうかと思ったんですが、教育委員会は合議制の執行機関ということで、諮問機関や参与機関ではないものと私は理解しております。そう

いったことにおいて、今までの教育委員会でも教育長の専決執行ということで、執行した内容について委員会を開くいとまがなかったということで、報告を受けることが度々ありました。それは内容について、これはそういう内容だなということ、委員のほうでも、ほかの委員さんはあれなんです、私のほうはそういう内容で納得して、そのことについて討議させていただいておりましたが、今回はそれはどうだったのかなという疑問が一つあります。つまり、このような報告という形で委員が報告を受けるといのが教育委員会の会議として、委員会として正しいあり方であるかということ。専決事項として、事務局と教育長で先に動くこと、臨時の教育委員会を開く必要があるかどうか、そういったことについての一定のガイドラインがあるのかどうか。また、今回は開かなくていいだろう、今回はこうしよう、その判断はどのようにされているのか、そこをお伺いしたいと思います。御連絡いただいたメールにも返信しましたが、取手市の教育行政の信用を失墜させる事案であると思います。そういったことに対して、教育委員として末席を汚しておりますけれど、こういった会議を開くことなく報告だけ受けるといのは、委員会として正しい形なのかなという疑問も持ちました。その辺も御検討いただければと思います。

○教育部長（井橋貞夫）

今、櫻井委員おっしゃったように、それも含めて今後、委員会定例会・臨時会のあり方を、ちょっとうちのほうでもお調べさせていただいて、今回の取扱いが適正なののかも含めて、ちょっと勉強させていただきたいと思います。

○教育長（石塚康英）

そのほか委員から御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、もう1件の報告ということで、5月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてお願いします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

その前に、生涯学習課長からございます。

○生涯学習課長（塚本豊康）

すみません。報告第9号で、21ページのほうで1点修正がございます。先ほど、戸頭地区の任期についてちょっと誤りがありましたが、同様なことが藤代南中学校でございましたので、任期のほう令和6年4月1日からということで個別のほう、改めさせていただきます。

○教育長（石塚康英）

後で修正の資料は出るのかな。

○生涯学習課長（塚本豊康）

はい、今つくっておりますので、お出しします。

○教育長（石塚康英）

わかりました。では、事務局お願いします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

令和6年5月の予定行事報告表が委員さんの御手元にお配りされているかと思えます。すみません、こちらの手違いで1点漏れている事項がございます。図書館課長から補足で説明を申し上げます。

○図書館課長（樋口康代）

図書館から失礼いたします。こちらの5月予定行事報告表なんですけれども、日付で言いますと19日（日曜日）に、取手図書館まつりを予定しております。開始時刻のほうが9時半から終了時刻が15時までということで、開催場所は取手図書館、一部福祉会館のほうを活用して、実施いたします。内容としましては、例年ではございますが、リサイクルブックの配布や、おはなし会、手作り品の販売や、しおりと折り紙づくり、メモ帳づくり、今回は朗読もございます。あと展示体験コーナーなど、様々なものを予定しております。以上になります。

○教育総務課課長補佐（蛸原康友）

申し訳ありません。修正後の資料はPDFファイルでお送りさせていただきます。

また、5月の教育委員会は21日（火曜日）午前中を予定させていただいております。こちらについても後日通知を差し上げますので御確認をお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○教育長（石塚康英）

日程について何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、以上で今定例会に付託されました事案の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時12分閉会